

ひとり暮らし高齢者交流「会食会」事業実施要領

1 目 的

高齢社会を迎え、当市においても高齢者の方々は年々増加の一途をたどっています。

経済的には不自由なく暮らしているようにみえても、ひとり暮らしの孤独感により寂しい毎日を過ごしている高齢者も少なくありません。そこで、地域社会における人と人とのきずなを深め、助け合いのあるまちづくりを進めるため交流「会食会」を実施し、ひとり暮らしの方をはじめとした高齢者の皆さんの元気な生活支援を目的として実施します。

2 対 象 者

おおむね 65 歳以上の高齢者で参加を希望する者

3 実施方法

- (1) 支部ごとに、民生児童委員、保健補導員、婦人会員、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、区ごとに実施する場合も対象とする。
- (2) 食事は昼食会とし、出前方式または調理方式とする。

4 実施時期

適宜な時期に実施する。

5 経 費

- (1) 補助基準は1食 500 円とする。(年 1 回まで)
- (2) ひとり暮らし高齢者分については、社協が 500 円負担する。
- (3) 支部役員等の関係者分については、社協が 250 円負担する。
- (4) 味噌汁代、1 名あたり 50 円を社協が負担する。
- (5) ボランティア及びひとり暮らしではない高齢者については、対象外とする。

6 5の経費については、別紙「ひとり暮らし高齢者交流会食会助成金請求書」を社協会長に提出する。

7 そ の 他

交流「会食会」に合わせ、保健師の健康相談・指導などが開催できる。